

論点 2-1-(4)「法的効果等」についての意見

平成 24 年 5 月 24 日 安岡崇志

口頭主義を徹底すべき議論の場、しかも書証に依存しない方途を探るのが任務の当部会に文書で意見を提出するのは心苦しいですが宜しくお取り計らい下さい。

★「録音・録画を実施しなかった場合の証拠能力」「録音・録画媒体の利用の在り方」に関しては次の 3 点が骨子です。①任意、強制の別を問わず、可視化していない取調べで作成した被疑者・被告人の供述調書は証拠能力を認めない②被疑者・被告人に不利益な内容の参考人供述調書も同様に、取調べ状況を可視化していなければ証拠能力を認めない③録音・録画媒体に収めた供述内容は、法廷での証言・発言の信用性を増強または減殺する補助証拠としてならば使える――。

「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判」は法廷での言葉よりも密室で捜査官が作る供述調書に信を置く刑事司法の実務によって形成されました。被疑者・被告人や関係者の供述調書に例外的に証拠能力を与えるための審査基準である「任意にされたもの」「特に信用すべき状況」が関門として機能せず、実務家や学者の方々が「原則と例外が逆転した」と認める事態に立ち至ったわけです。普通の国民が当該条文を読んで理解するところと、取調室や法廷で行われている解釈とがかけ離れているのは深刻な問題です。「任意性、特信性」規定とその解釈・運用は、国民に刑事司法に対する不信と不可解の念を生じさせていると、私は感じてきました。

「任意性、特信性」のような一般の国民に分かりづらい相対的観念的な基準を廃し、録音・録画媒体という目に見える物の存在を、供述調書が証拠能力をもつ条件に据えるのが、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判」から脱却し、かつ国民に理解され支持される刑事司法となるために必要な一歩だと私は信じます。

なお可視化とは取調べの適正を確保する監視・保障措置だと、私は考えますので、録音・録画された取調べ時の供述内容をそのまま実質証拠とする案にはすぐには頷けません。「一般の人が法廷で見て聞いて分かる刑事裁判」を目指すからには、録音・録画媒体に収められた密室でのやりとりと、法廷での言葉とを同じ扱いにしてはならないのだと思われます。

★「その他取調べの録音・録画制度に関連する事項」については、被疑者が黙秘権の告知を受けて理解し自らの権利を放棄した状況を記録するのに録音・録画機能を利用したいという意見です。

韓国では、黙秘権の告知について被疑者が確認した内容を自筆で調書に書き込む方式だと聞きました。日本では供述調書の冒頭に置かれた、被疑者の権利を教示した部分が定式化していて、被疑者の認識具合がうかがえません。取調べの録音・録画を義務化する際にいくつか除外事由を設けるとしても、黙秘権など被疑者の権利の告知とそれへの被疑者の応答、また任意調べならば取調べ受忍義務がないことなどの告知と取調べを受ける人の応答の場面は例外なく録音・録画すべきだと考えます。